

平成27年度第4回清掃審議会

会議録

平成28年3月25日（金）午後2時開会

会場 新潟市役所白山浦庁舎7号棟4階 405会議室

平成27年度 第4回清掃審議会会議録

日時 平成28年3月25日（金）

午後2時00分から

会場 新潟市役所白山浦庁舎7号棟4階 405会議室

- 出席委員 松原会長、山賀副会長、菊野委員、高橋若菜委員、石井委員、掛川委員、
斎藤委員、中澤委員、星島委員、松原将委員、八子委員
- 欠席委員 柴田委員、渡邊委員、片粕委員、高橋まゆみ委員
- 事務局 塚本廃棄物政策課長、佐藤廃棄物対策課長、本望廃棄物施設課長 ほか

1. 開会

- 新井田廃棄物政策課長補佐（開会挨拶）

2. 資料の確認等

- 新井田廃棄物政策課長補佐（資料の確認）

3. 議事

■平成27年度第3回清掃審議会の照会票について

事務局説明

- 松原会長：年度末のご多用のところ、お集まりくださりましてありがとうございます。本日は議題が多くあります。審議が円滑に進むよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、議事を進行させていただきます。議題（1）平成27年度第3回清掃審議会の照会票について、事務局から説明をお願いします。

- 塚本廃棄物政策課長：資料1をご覧ください。前回の審議会終了後、照会票の提出をいただきましたので、内容についてご説明いたします。

高橋若菜委員から、新津クリーンセンターの中継施設化に必要な準備に関し、具体的な内容やスケジュールなどについてご照会をいただきました。回答といたしましては、中継施設化に伴う準備期間が必要であるため、平成28年3月14日から搬入先を変更いたしました。燃やすごみ（可燃ごみ）及び粗大ごみは亀田清掃センター、燃やさないごみ（不燃ごみ）は新田清掃センター、資源物は市施設・民間リサイクル施設へそれぞれ搬入しています。なお、中継施設化後も受入設備など施設の一部を利用するため、現在では設備機器などの解体工事はありません。

渡邊理絵委員から、災害廃棄物処理計画に関し、二点ご照会をいただきました。一点目は、川崎市との協定が早期に締結されている理由でございます。川崎市が大災害に見舞われた場合に、隣接都市も被災しており、同一被災圏外から食糧、日用品等を確保することを目的として、川崎市が本市を含む各都市を訪問したことがきっかけです。昭和44年7月に本市を含む7都市と個別に協定を締結しています。

二点目は、「石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定」の締結日についてです。確認しました結果、締結日以降の協定の変更はございませんでした。よって、協定締結日である平成23年7月12日のみの記載に修正いたしました。**資料5**26ページ、表1-10-2を参照ください。

以上で説明を終わります。

■平成27年度第3回清掃審議会の照会票について

質疑・応答

- 松原会長：ただいまの説明につきましてご質問ありますでしょうか。

<なし>

■「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく合理化事業計画の策定について

事務局説明

- 松原会長：続きまして、議題（2）下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく合理化事業計画の策定について、事務局から説明をお願いします。
- 佐藤廃棄物対策課長：最初に、資料の訂正をお願いいたします。**資料2**の標題として「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理等の合理化」と記載しておりますが、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化」に訂正をお願いいたします。「処理」を「処理業」に訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

それでは、説明させていただきます。平成26年11月に「し尿・浄化槽汚泥収集の今後のあり方」に関し、清掃審議会から答申をいただきました。これから説明する内容につきましては、平成26年の審議の際に説明させていただきましたが、答申後に新しく委員になられた方がいらっしゃいますので、あらためて説明させていただきます。

1 法律の趣旨でございます。下水道の整備等により、し尿・浄化槽汚泥の収集量は年々減少し、収集業者の経営は不安定になっております。一方、公共サービスである、し尿・浄化槽汚泥の収集は、全てのトイレが下水道へ接続されるまでは規模を縮小しながらも継続しなければならない状況です。このような状況のもと、市町村が合理化事業計画を策定することにより、収集業者の業務の安定を保持するとともに、し尿・浄化槽汚泥の適正な処理に寄与するため、昭和50年に法律が制定されました。

2 し尿・浄化槽汚泥収集の現状でございます。し尿・浄化槽汚泥の収集量は、表に記載のとおり年々減少している状況でございます。平成26年度末で、市町村合併時の平成17年度と比較し、し尿収集量は47.7%の減、浄化槽汚泥収集量は25.3%の減となっております。一方、現在の収集業者は28業者、保有する車両は94台で、平成17年度と比較し約15%の減少となっており、収集量に対して過剰な状況になっております。さらに、保有する車両が1～2台程度の小規模な業者が10業者、また、すべての業者のうち10業者が、し尿や浄化槽汚泥の収集運搬業務に依存している状況でございます。

3 これまでの経緯でございます。平成21年4月に合理化事業計画を策定するか、もしくは

は法の趣旨に基づく支援措置を実施する旨の協定を、当時の全業者33社と締結しました。市では、法の趣旨に基づく支援措置を実施するため、同年6月に環境部廃棄物政策課、廃棄物対策課、廃棄物施設課、環境対策課、土木部土木総務課及び下水道部経営企画課の6課で構成する庁内検討会を設置しました。また、業者間の連絡調整や意見の取りまとめのため、支援措置の円滑な実施を目的に、新潟市環境事業公社や各地区代表10業者を含めた計11業者で構成される「し尿・浄化槽協議会」を設置しました。平成22年度から平成24年度までの3カ年をモデル期間と位置づけ、合理化に関する特別措置法の趣旨に基づく支援措置として、ごみ収集運搬業務など年間約4,000万円の業務を提供してきました。平成25年度にはごみ収集運搬業務など1,000万円を追加、平成26年度には特定5品目の選別業務などさらに1,000万円を追加し、平成27年度は支援措置として年間約6,000万円の業務を提供しています。

平成25年3月に新潟県環境整備事業協同組合及び新潟浄化槽管理協同組合の連名で、合理化事業計画の策定などを内容とした要望書が提出されました。新潟県環境整備事業協同組合及び新潟浄化槽管理協同組合は、し尿及び浄化槽汚泥の収集業者で構成される団体です。

平成26年8月には収集業者が、一般社団法人新潟市環境整備推進機構を設立しました。清掃審議会には、平成26年9月に「し尿・浄化槽汚泥収集の今後のあり方」について諮問させていただき、11月に答申をいただいたところです。答申の内容として、収集業者自らが事業の再編を行うなど経営の合理化を図る、市は合理化事業計画を策定するなど支援措置を実施するとなっています。答申をいただいた後、一般社団法人新潟市環境整備推進機構と合理化事業計画策定に係る定期的な意見交換会を約1年にわたり実施したほか、庁内検討会などを開催し、し尿・浄化槽汚泥収集に係る改善策について検討してきました。

4 改善策とその効果でございます。し尿・浄化槽汚泥収集の現状を改善するための方策としまして、小規模な専門事業者の他の業務への転換、他業務へ転換を行うため事業再編による統廃合、効率化を図るための収集車両の専用化などが考えられます。これらを実行するために、業者自らによる事業再編を推進、他業務への転換に向けた支援措置を盛り込んだ合理化事業計画を市が策定し改善を図っていくこととなります。また、合理化事業計画を策定することで、業者の経営基盤の強化による安定的な市民サービスの確保、し尿・浄化槽汚泥の適正処理など具体的な効果が期待できます。

5 合理化事業計画の概要についてでございます。計画期間につきましては、平成28年度から平成32年度までの5年間としています。計画内容として、事業の転換を図るための支援措置として、ごみ処理施設の維持管理業務、ごみ収集運搬業務、公設浄化槽保守管理業務などを代替業務として提供します。収集業者は、し尿収集車両の専用化を図ります。し尿収集運搬委託料は、1台あたりの原価を基礎とした年額制で委託する方式となります。また、収集業者は経営の合理化を図るため、事業再編計画を同時に策定することとなります。合理化事業計画を策定・実施することにより、収集業者の経営の合理化が図れますので、安定的な市民サービスの確保につながります。

6 政令市における状況についてです。政令市で合理化事業計画を策定し支援措置を実施しているのは3市、独自の支援措置を実施しているのは13市、支援措置未実施が4市です。

今後も安定的な市民サービスを確保し、かつ業者の経営の安定化を図ることにより、し尿・

浄化槽汚泥を適正に処理していくため、合理化事業計画及び業者が策定する事業再編計画を実行できるよう努めてまいります。

以上で説明を終わります。

■「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく合理化事業計画の策定について

質疑・応答

- 松原会長：ただいまの説明につきましてご質問ありますでしょうか。掛川委員。
- 掛川委員：二点質問いたします。一点目は、**資料2** 4 改善策とその効果の記載で、改善策の中に効率化を図るための収集車両の専用化とありますが、どのような意味でしょうか。どのような改善を行ったのでしょうか。二点目は、5 合理化事業計画の概要、(2) 計画の内容として事業の転換を図るための代替業務として、ごみ処理施設の維持管理業務などが挙げられていますが、これらの3つの業務はこれまでも提供されていた業務でしょうか。それとも、新たに提供する業務も含まれているのか、または、他者が担っていた業務を新しく提供するということなのかを確認させてください。
- 松原会長：事務局、お願いします。
- 佐藤廃棄物対策課長：し尿・浄化槽汚泥収集には、バキューム車という特殊車両を使用します。これまでは、各地区単位でし尿を収集することになっていましたが、し尿の収集運搬量が少ないため、週に2～3日程度の収集となっていました。したがって、し尿収集業者は、浄化槽汚泥の収集を兼業していました。また、処理施設の特性及びし尿が非常に高負荷であることから、し尿と浄化槽汚泥は別々に施設に搬入することになっています。このため、まずし尿を収集し、その後に浄化槽汚泥を収集するという二度手間となり、収集効率が悪くなっていました。し尿専門に収集することにより、二度手間にならないような形の収集体制に切り替え、効率的な収集運搬体制とするものです。そのために、業者自らによる事業再編の推進を求めていくものです。

代替業務につきましては、平成27年度は支援措置として約6,000万円の業務を提供しました。これまで支援業務としていた業務に、平成28年度から新たに施設管理業務を提供するものです。ただし、施設管理業務はすぐにできるものではないことから、しばらく業務経験を積んでいただき、慣れていただいた上で業務を委託するという対応を考えています。

- 松原会長：他にありますか。高橋若菜委員。
- 高橋若菜委員：収集業者のニーズや経営状況、公共サービスとしてニーズが縮小しつつも継続しなければならないという、両方に合致したきめ細かいプロセスに基づいた合理化事業計画であると思います。

質問が三点ございます。一点目は、**資料2** 2 し尿・浄化槽汚泥収集の現状で、保有する車両が1～2台の小規模業者が10業者との説明がありました。基本的な考え方として、合理化事業計画によって、小規模事業者の10業者が他の業務への転換が見込めると理解してよろしいでしょうか。

二点目は、事業再編計画策定後の収集業者数及び車両台数をどのように見込んでいるでしょうか。現在は収集業者が28業者、保有車両は94台ですが、どのぐらい減少していくと見込

まれているのでしょうか。今後も、し尿・浄化槽汚泥収集業務は縮小していくと考えられますが、最終的に下水道が100%整備される時期はいつごろでしょうか。また、収集運搬業務が減っていくため、さらなる事業の再編が必要になってくる可能性があります。合理化事業計画の見直し予定があるかをお聞かせください。

三点目は、**資料2**6 政令市における状況です。合理化事業計画を策定し支援措置を実施している政令市が3市あり、新潟市が4市目であると理解しました。合理化事業計画による支援措置を実施している政令市についての情報があればお聞かせください。

- 松原会長：事務局、お願いします。
- 佐藤廃棄物対策課長：一点目の他業務への転換についてのご質問ですが、事業再編計画は事業者自らによる事業再編を考えています。し尿収集に関しては、処理区域ごとに一社にまとまるなど、今後の具体的な方向性が示されています。そのため、新たな法人を設立し対応していこうという考えがあります。平成28年度には、収集業者がどのような対応ができるか地区ごとに話し合いをしていただく準備を進める予定です。よって、小規模事業者のみでなく、処理区域ごとにまとまっていたとという考え方です。

二点目の収集業者数及び車両台数の今後の見込みについてです。事業再編に伴い業者数及び車両台数は減少していきます。先ほど説明しましたとおり、し尿収集に関しては、処理区域ごとに一社にまとまるなど、今後の具体的な方向性が示されています。浄化槽汚泥収集については、これから業者間で協議していただく段階であり、具体的な話し合いは行われていません。

下水道整備については、下水道計画において示されています。今後の計画では、すべての地域で下水道整備を行うのではなく、公設浄化槽を設置していく動きがあります。すべての世帯を下水道に接続するために設備投資をするのではなく、一つの地域で処理できる公設浄化槽を設置することにより、効率的な処理を進めていくという考え方です。よって、すべての地域で下水道整備が行われるということではありません。今後も、し尿・浄化槽汚泥収集は減少していくと考えられます。現在、市の下水道計画の見直しを行っているところです。

三点目の政令市の状況についてです。直近で合理化事業計画を策定した岡山市では、第1次と第2次計画で、し尿収集に関する合理化事業計画を策定し、計画に基づき代替業務が提供されています。さらに、第3次計画では、浄化槽汚泥収集に関する内容も含めた合理化事業計画が策定されています。岡山市は、し尿収集業者の規模が大きく、業者数が4社と少ないという特徴があります。新潟市は28社あり、そのうち、し尿収集業者が25社となっています。業者数も多いことから、地域ごとにまとまっていたとすることが先決であると考えています。

■災害廃棄物処理計画について

事務局説明

- 松原会長：続きまして、議題（3）災害廃棄物処理計画について、事務局から説明をお願いいたします。
- 塚本廃棄物政策課長：災害廃棄物処理計画についてご説明いたします。

資料3をご覧ください。災害廃棄物処理計画（案）に関するパブリックコメントの実施結果でございます。平成28年2月19日から3月22日までパブリックコメントを行い、意見提出はありませんでした。なお、2月18日に新潟市議会環境建設常任委員会協議会で説明をい

たしました。協議会では、他都市からの災害廃棄物の受け入れ等についてご質問をいただいたところ です。

資料4をご覧ください。第3回清掃審議会 で、委員の皆様より災害廃棄物処理計画（案）に 関してご意見をいただきました。ご意見の要旨と対応について一覧にまとめました。

渡邊委員より、国・県・市の所管や管轄について、概要版にもその内容を記載したほうが分 かりやすいとのご意見をいただきました。ご意見を踏まえ、概要版に「1-4 災害廃棄物の 処理体制」を設け、災害廃棄物の処理体制を整理し記載しました。詳細は**資料6**概要版の4ペ ージをご覧ください。

山賀委員より、各区区民生活課の役割と環境部の役割についてご意見をいただきました。ご 意見を踏まえ、ごみ・し尿の収集処理に関する体制を明確化するため、図で「環境対策部収 集・処理担当」と「各区区民生活班」の連携について記載しました。詳細は**資料5**計画書の1 8ページ及び**資料6**概要版の7ページをご覧ください。

渡邊委員より、広域処理の対応や実際に災害が起きたときの協力が必要な場合の指揮系統に ついてご意見をいただきました。ご意見を踏まえ、概要版に「1-7 協力・支援（受援）体制」 を設け、協力体制の関係図も記載いたしました。詳細は**資料6**概要版の8ページをご覧ください。

八子委員より、排水機場のメンテナンスや設備更新についてご質問をいただきました。現在、 新潟市内の農業水利施設として管理主体が県・市・土地改良区を含め105箇所の排水機場が ございます。これらの施設は、昭和40年から50年代に造成されたものが多く老朽化が進ん でいます。そのため国県が主体となり機能診断を行うとともに、機能保全計画を策定し、適時 適切な補修等を実施いたしまして施設の長寿命化を図っているところでございます。本市が策 定しております新潟市国土強靱化計画のうち、ご質問に関連する内容を**資料4 参考資料**として 添付しております。施設の概要については、14の市街地等の浸水対策の現状等に記載のとおり です。

資料4の裏面をご覧ください。高橋若菜委員より二点ご意見をいただきました。一点目は、 広域処理での災害廃棄物の受け入れ態勢について、「2 災害廃棄物処理対策」でも記載して おく方がいいのではないかとのご指摘をいただきました。「2 災害廃棄物処理対策」では、 本市における発災時の災害廃棄物処理体制を記載していることから、他の場所で発生した廃棄 物の受け入れについて記載することは技術的に難しいと考えています。なお、「1 基本的事項」 では市の処理施設や民間の産業廃棄物処理施設の処理能力をまとめていること、また広域 処理で本市が災害廃棄物を受け入れることになる場合には、環境省関東地方環境事務所が主催 する関東ブロック協議会や、清掃事業に係る全国会議体（全国都市清掃会議・大都市清掃事業 協議会）などが調整役となり、災害廃棄物の広域処理を検討します。これらを踏まえ、本市で の受け入れ可能量を勘案して対応してまいりたいと考えております。

優先的に回収する生活・避難所ごみについて、初期の段階からごみの分別が行われることが 避難所を衛生的に運営する重要な要件になるとのご意見をいただきました。ご意見を踏まえ、 避難所開設の初期段階からごみ分別が円滑に行われるよう、避難所で発生する廃棄物の分別例 を整理し、取り組むこととしました。詳細は**資料5**計画書の109ページ及び**資料6**概要版の 30ページをご覧ください。

次に、**資料5**計画書及び**資料6**概要版についてです。計画書の記載内容についてさらなる精査を行った結果、第3回清掃審議会でご説明した内容について修正となる箇所がございます。

資料5計画書の49ページをご覧ください。二次仮置場の必要規模のうち、新津断層における必要面積についてでございます。これまでの説明では、必要面積の合計で24万8,000平方メートル(24.8ヘクタール)としておりましたが、江南区の仮置エリア占用面積について精査をした結果、必要面積の合計が26万1,000平方メートル(26.1ヘクタール)となり、必要規模が1万3,000平方メートル(1.3ヘクタール)増えました。なお、表2-4-3(1)長岡平野西縁断層帯の地震については変更ありません。

次に、50ページに記載の仮置場の候補地についてでございます。表2-4-4 仮置場候補地のうち廃棄物処理施設、最終処分場等の箇所数が16カ所から12カ所となり4カ所減少しました。また、敷地面積は58万3,581平方メートル(58.4ヘクタール)が46万6,840平方メートル(46.7ヘクタール)となり、11万6,741平方メートル減少しました。このため、仮置場候補地の合計面積は527.9ヘクタールから516.2ヘクタールとなり、11.7ヘクタール減少しましたが、第3回審議会でご説明しましたとおり、長岡平野西縁断層帯の地震及び新津断層の地震いずれの場合におきましても仮置場の必要面積は確保できているところでございます。

審議会及び市議会の意見を踏まえ、内容について精査を行い、このたび新潟市災害廃棄物処理計画として策定しました。本日配付しております**資料5**計画本編、**資料6**が計画の概要版となります。このたびの計画策定にあたりましては、本市の状況を踏まえたものとなるよう心がけ、万が一の災害発生時に迅速に対応できるよう、具体的で実効性のある計画となるよう作業を進めてまいりました。今後は各種協定の締結、計画の実効性を高めるための訓練の実施、住民の皆様や事業者への周知徹底など必要に応じて見直しを行ってまいります。

以上で説明を終わります。

■災害廃棄物処理計画について

質疑・応答

<なし>

■巻広域地区分別モデル収集について

事務局説明

- 松原会長：続きまして、議題(4)巻広域地区分別モデル収集について、事務局から説明をお願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：委員の皆様は既にご承知と思いますが、巻広域地区はごみの分別が違います。平成20年の新ごみ減量制度を始める際に異論が出たため、当面の間は巻広域地区の分別制度を維持することになりました。新ごみ減量制度の構築にあたり、清掃審議会ではできるだけ早期に統一すべきというご意見をいただきました。

資料7をご覧ください。1 ポイントでございます。①「普通ごみ」の分別が異なっていた巻広域地区におきまして、平成28年6月からモデル収集を実施し、平成30年度からの分別統一を目指すということでございます。②分別モデル収集への参加について、巻広域地区の全世帯数の約7割の地区の皆様からご参加いただけることになりました。

2 巻広域地区の分別制度に係る経緯です。平成20年6月から「10種13分別」による新ごみ減量制度を開始した際、巻広域地区は8種11分別でスタートしました。平成24年度からプラマーク容器包装の分別を開始し、現在は「9種12分別」となっています。合併から10年、新ごみ減量制度から7年が経過することからも、市全体で分別制度の統一を目指すために、平成28年度からモデル事業を始めるということでございます。

3 進捗状況についてです。モデル収集を始めるにあたっては、住民の皆様からご理解をいただくことが重要でございます。まず、平成27年8月に行われました西蒲区自治協議会において、モデル収集の概要を説明しました。その後、西蒲区コミュニティ協議会事務局長会議で概要を説明、平成27年10月から平成28年2月にかけて順次説明会を行いました。説明会は、現在も継続して行っているところでございます。

4 モデル収集実施地区についてです。**資料7-2**をご覧ください。西蒲区の9つのコミュニティ協議会の区域を分けた地図でございます。中之口地区のごみ処理は白根広域地区で行われていたことから、既に10種13分別となっており、西蒲区の中で分別の違いがあります。黄色で塗りつぶしている地域より今回のモデル収集にご賛同いただいております。右側の表に記載のとおり、世帯数で69%の実施率となっております。

資料7-3は、説明会で配布している資料でございます。分別モデル収集の実施にあたってのポイント、燃やすごみ・燃やさないごみの出し方、分別に迷った場合の判断方法について記載しているほか、ごみを出す前に資源物が含まれていないかと呼びかける内容としています。

最終ページには、なぜ分別を統一しなければならないかなど、分別モデル収集に関するQ&Aを記載しております。今後も丁寧な説明に心がけ、分別モデル収集がスムーズに始まるよう努めてまいります。

以上で説明を終わります。

■巻広域地区分別モデル収集について

質疑・応答

- 松原会長：ただいまの説明につきましてご質問ありますでしょうか。八子委員。
- 八子委員：二点質問いたします。一点目は、巻広域地区のごみは鑑潟クリーンセンターで熔融炉処理されていると記憶していますが、最終処分はどのようになっているのでしょうか。また、順次説明会を行っているとのことですが、住民の皆様の反応はどうでしょうか。
二点目は、分別区分です。巻広域地区は9種12分別とのことですが、10種13分別と1種類の分別が違うこととなります。新潟市は、枝葉・草を分別収集しリサイクルすることで、リサイクル率が高いと聞いています。巻広域地区では、枝葉・草の分別がどのようになっているのでしょうか。
- 松原会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：巻広域地区では埋立処分地の容量が少なくなりましたが、新たな埋立処

分地の確保が難しかったため、溶融炉が建設されました。都市部で埋立処分地の確保が難しい場合に、溶融炉を建設する場合があります。溶融炉は、処理する際の温度を高くするために助燃剤が必要になるため、同じ量のごみを処理する場合には他の焼却炉と比較して処理経費が多くなります。都市によっては、処理経費が多かかっても新たな処分地を確保するよりは良いということで採用している場合もあります。

次に、巻広域地区の分別の違いについてですが、燃やすごみ及び燃やさないごみを普通ごみとして週3回収していることです。したがって、月1回の燃やさないごみがありません。枝葉・草などの資源物の分別は全く同じであり、違いはありません。

次に、分別モデル収集に関する説明会での住民の皆様の反応についてです。これまでの経緯もありましたので、慎重に進めております。説明会では、同じ市で収集方法が違うのは違和感があるなど、分別することにご賛同いただく意見が多い状況であり、いわゆる反対という声は届いていません。新しく分別することになりますので手間はかかりますが、十分にご理解をいただいていると認識しております。その結果として、約7割の世帯の皆様からモデル事業にご参加いただいたと考えております。

- 本望廃棄物施設課長：鎧潟クリーンセンターの最終処分について、説明させていただきます。溶融炉であっても最終的には灰が出ますので、埋め立て処分をしなければなりません。先ほど、塚本課長から説明がありましたとおり、埋立処分地の容量が少なくなったため、溶融炉が建設されました。埋立処分地に埋め立てられていたものを掘り起こして、搬入されるごみと一緒に溶融炉で処理しています。最終的に灰が出ますが、溶融後に出る灰よりも埋立処分地を掘り起こす量のほうが多い状況です。掘り起こして空いた場所に灰を埋めています。
- 八子委員：二度手間のように考えられますが。
- 本望廃棄物施設課長：新しく埋立処分地を確保できればよいのですが、地元の皆様のご理解が必要ですし、経費もかかります。当時の考えとして、掘り起こして空いた場所に埋め立てるほうが、経費的にも現実的にも取り組みやすかったということです。
- 八子委員：燃やすごみ、燃やさないごみが一緒に溶融処理されているということですが、最終的に出てくる灰を埋め立てることは、少し問題があるのではないかと思うことがあります。掘り起こしたものを燃やし、最終処分するというのでしょうか。
- 本望廃棄物施設課長：搬入されるごみと一緒に埋立処分地から掘り起こしたものを溶融処理しています。巻広域地区では普通ごみとして、燃やすごみ、燃やさないごみを処理しています。溶融処理後にスラグとメタルと灰が発生します。スラグは、ごみが溶けてできた細かいガラス状の砂のようなもので、路盤材、土木資材として有効利用しています。メタルは、金属部分が取り出されたもので、金属として有効利用しています。最終的な埋立は灰のみとなり、量はごく少量となります。
- 松原会長：他にありませんでしょうか。斎藤委員。
- 斎藤委員：約7割の世帯がモデル収集に参加ということについて、とても良い結果であると思いますが、多くの世帯数のある西川地域が参加していないことが少し残念です。プラマーク容器包装の分別が始まる際は、西川地域でモデル事業が実施されたこともあり、とても意欲のある地域です。平成30年度からの分別制度にあたって、現在はモデル収集に参加していない地域が、今後参加することは可能でしょうか。

- 松原会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：平成28・29年度をモデル事業実施期間と考えています。西川地域については、コミュニティ協議会の総会等でご説明させていただきましたが、平成28年6月の実施は見送るとのことでした。今後の動向を見て考えていくとのことですので、年度途中あるいは来年度にでもご賛同いただければモデル収集を拡大したいと考えております。
- 斎藤委員：平成28年6月以降でも、モデル収集に参加できるのか確認するため、質問いたしました。
- 松原会長：他にありますでしょうか。高橋若菜委員。
- 高橋若菜委員：三点質問がございます。一点目は、指定袋についてです。これまでは普通ごみの指定袋であったと思います。今後は、燃やすごみと燃やさないごみに分別することになりますが、指定袋の種類や価格などはどのようになるのでしょうか。また、燃やすごみと燃やさないごみに分別することによって、価格的なインセンティブがあるのかお聞かせください。
 二点目は、**資料7-2**では、全般に巻広域地区の北側でモデル事業への参加が少ないように見受けられます。地理的な理由などがあるのでしょうか。鑑潟クリーンセンターの立地などとの関係があるのでしょうか。
 三点目は、八子委員からもご質問があった溶融スラグについてです。先ほど、埋め立てについては処分場の確保が難しいという説明がありましたが、市町村によっては溶融スラグを路盤材等にリサイクルしている一方、リサイクルがうまくいっていない、あるいは処分するときに産業廃棄物になって困っているという話を聞いております。新潟市ではどのような状況になっているかお伺いします。
- 松原会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：指定袋の価格に変更ありません。巻広域地区の普通ごみの指定袋はオレンジ色ですが、燃えるごみの指定袋は黄色に赤色の文字、燃やさないごみの指定袋は透明に青色文字となります。経費的に考えますと、月1回燃やさないごみを集積場から収集することになるため行政側としては収集運搬経費がかかることとなりますが、燃やすごみと燃やさないごみを分別していただきたいものです。市で行っているごみの組成調査では、普通ごみに入っている燃やさないごみの割合は1.7%ですので、大量には出ないと考えております。
 二点目のご質問で、モデル収集に参加する地域が巻広域地区の南側に集中し、北側の地域の参加が少なく理解を得られていないのご指摘ですが、特別な理由はありません。西蒲区は5つの旧町村が1つの区になっております。西川地域は旧西川町で、1つのコミュニティ協議会が組織されています。今回は、コミュニティ協議会総会等で説明させていただき、ご相談いただいたところです。ごみ集積場は自治会の皆様で管理しています。モデル収集に関しては、コミュニティ協議会全体で取り組んでいただく場合と角田浜自治会のように自治会単位で参加という形態がございます。特に地理的要因などはありません。
- 本望廃棄物施設課長：溶融スラグについて説明いたします。鑑潟クリーンセンターのほか、新田清掃センターからも発生しています。全量が路盤材などとして、公共工事を中心に有効活用されています。
- 松原会長：他にありますでしょうか。星島委員。
- 星島委員：約7割の世帯の方が参加され、3割の方のところはまだ参加されていないことにつ

いて、何か理由はありますでしょうか。

- 松原会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：新しい分別をすることは難しいとの話があります。今までの習慣を見直すことに少し抵抗があると聞いていますが、分別モデル収集にご賛同いただけないという理由は聞いていません。同じ市の中で分別方法が違うことに関しては、ご理解いただいていると考えています。
- 星島委員：地域のキーマンの方、自治会長さんに説明するような方法で交渉や理解を得ていく必要があるかと思います。今後の考え方について、教えていただけませんか。
- 塚本廃棄物政策課長：まずは、コミュニティ協議会の役員の方にご説明いたしました。次に、自治会長会議や婦人会の会合等で説明させていただきました。委員ご指摘のとおり、ごみ集積場は自治会管理で、自治会の皆様にご尽力いただいておりますので、自治会を中心にご説明しています。実際にモデル収集が始まると、状況が変わってくると考えられます。今後も丁寧に説明をしてまいります。
- 松原会長：他にありますか。高橋若菜委員。
- 高橋若菜委員：今ほどの説明に関し興味本位で伺って申し訳ないのですが、婦人会と自治会という2つの組織では、どちらのほうで合意形成をとりやすいでしょうか。やはり、婦人会の皆様のほうが合意形成されやすいでしょうか。
- 松原会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：自治会には、環境部会や防犯に関する部会など、いろいろな部会があります。自治会の組織の一つとして婦人会や婦人部があります。合意形成はどちらが良いということはありません。
- 松原会長：石井委員、お願いします。
- 石井委員：コミュニティ協議会や自治会では、男性が主体です。鑑潟クリーンセンターを建設した際の議論も男性が多かったと思われます。すべてのごみを処理できるということで合意し建設した経緯があるため、なぜ分別しなければならないのかという意見が出るのだと思います。会議に出席するのは男性が多いです。徐々に女性の参加などにより変わっていくと思います。モデル収集事業を契機とし、1～2年で合意形成されていくと考えられます。
- 松原会長：他にありますか。山賀委員。
- 山賀委員：約7割の地域で賛同をいただきモデル収集を始めるということですので、平成30年度の分別統一に移行できるのでないかと考えられます。今回、モデル収集に参加しない地域に対する市の周知・啓発はこれからも必要であり、事業を推進していくことになると思います。先ほどの説明では、モデル収集が始まると住民の皆様から賛同いただけるのではないかと意見が出ていました。今後、すべての地域で合意形成が図られた場合は、平成30年度よりも前に分別統一を行う考えはありますでしょうか。モデル収集の実施も経費がかかると思いますので、早目にスタートできればと思います。
- 松原会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：すべての地域がモデル事業に取り組んでいただけることになれば、実質的にはもう分別統一と同じになります。実態が伴うことが必要であると考えています。ただし、モデル収集を実施しない地域がある場合は分別統一とはなりませんので、実態で考えていく必

要があります。期間を前倒して平成29年度から分別統一ということではなく、実態論で考えていき、平成30年度の分別統一について今後も理解を得ていきたいと考えています。

- 松原会長：他にありますでしょうか。八子委員。
- 八子委員：災害発生時でも、ごみに関しては初期段階である程度の分別をすることになっています。ごみ処理施設を見学したことがあります。処理施設では市民の皆様が分別してごみ集積場に出した資源物を、さらに細かく分別する作業が行われています。少子高齢化で人口減が見えています。これからは、個々、一人ひとりが責任を持ち、ごみを分別して出すことが当たり前の生活にならなければいけない時代だと思います。災害廃棄物が分別せずに出されたら、その後の処理がとても大変です。時間と労力がどれだけあっても足りません。普段のごみ出しから、考えていかなければならない時代になっていると思います。
- 松原会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：モデル収集に関する説明会はこれまでに約20回開催しています。説明会に来られる方は熱心な方が多いです。説明会を実施し感じたところですが、古紙類の雑がみの分別が知られていないということが分かりました。雑がみを分別して資源物として古紙類に分別していただくようにするため、急遽クリアファイルを作成し説明会で配布しています。雑がみとして何が対象になるのかを分かりやすく解説しています。この度のモデル収集の実施は、単に分別統一ということではなく、資源物の分別について知っていただく絶好の機会と考えております。
- 松原会長：他にありますでしょうか。菊野委員。
- 菊野委員：何期か清掃審議委員を務めておまして、ようやく分別統一がここまで来たのだという気持ちでおります。関係する地元の方々は大変努力をされ、大変な思いをされてここまで来ていると思います。
資料7-3チラシについて一言申し上げます。「普通ごみ」の分け方・出し方が変わりますとありますが、内容が少し分かりづらいと思います。熟慮されて作成されたと思いますが、例えば、皆様の出し方を変えることが環境面に良い、あるいは、ごみの減量が図られるというような表現があっていいと思います。「出し方が変わります」、「をしなさい」というような文章になっています。このチラシは完成形だとは思いますが、チラシの内容を見ても少し分かりづらいという印象を受けました。もし、今後の機会があれば、少しシンプルにするのも一つの方法と思いました。特に、分別モデル収集に関するQ&Aの1番ですが、「西蒲区の1人1日あたりごみ量は、他の区に比べ最も多く」と非難しているような表現があります。このように変えればこんなふうになるのにとというような書き方がいいと感じました。
- 松原会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：ご意見ありがとうございます。難しい言葉があったと反省しております。いただいたご意見を踏まえ修正していきたいと考えます。

■一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて及びごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の改定について

事務局説明

- 松原会長：続きまして議題（5）一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて及び

ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の改定について、事務局から説明をお願いいたします。

- 塚本廃棄物政策課長：**資料8**をご覧ください。新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて及びごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の改定について、説明させていただきます。

1 新潟市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しでございますが、廃棄物処理法の規定により市町村に策定が義務づけられている計画でございます。上位計画である新潟市総合計画や新潟市環境基本計画と整合を図りながら、廃棄物行政における長期的・総合的な指針となるものでございます。一般廃棄物処理計画は、中長期的・総合的な視点に立った基本計画と毎年度策定する具体的な実施計画に分けて定めることになっています。今回は、基本計画の中間見直しをさせていただくにあたり、清掃審議会よりご意見をいただきたいというものでございます。

資料8 参考資料1に一般廃棄物処理計画に関する規定を記載しておりますので、ご覧ください。網かけ表示が関係する箇所でございます。

資料8をご覧ください。1（2）計画の概要、①計画期間は平成24年度から平成31年度まででございます。平成28年度が中間目標年度でございますので、見直しを行うものです。

②基本理念と数値目標でございますが、「市民・事業者・市の協働のもと、ともにつくる環境先進都市」という基本理念がございます。具体的な数値目標を表と記載していますが、「家庭系ごみ量」、「事業系ごみ排出量」、「リサイクル率」、「最終処分量」の項目を設定してございます。また、参考指標として「二酸化炭素排出量」を定めております。

③基本方針として、**基本方針1**家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働、**基本方針2**事業系ごみの排出抑制と資源化の推進、**基本方針3**違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進、**基本方針4**収集・処理体制の整備の4つの基本方針を定めてございます。

2 ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の改定についてでございます。平成19年2月16日の清掃審議会で答申をいただき、手数料は3年を基本として見直しを行うとされました。②及び③に記載のとおり、3年ごとに見直しをさせていただいたところでございます。

（2）平成28年度処理手数料の改定についてでございますが、前回の審議から3年が経過しておりますので、ご審議をいただくものでございます。

資料9をご覧ください。中間見直し及び手数料改定の手順等についてでございます。1 見直し及び改定の手順でございます。まず、「一般廃棄物処理基本計画の中間見直し」及び「手数料の改定」について、審議会に諮問させていただきます。近年のごみ処理原価等を踏まえた手数料の改定、現計画の点検・評価に伴い抽出した課題や時流・外部環境の変化を踏まえた計画の見直しの2つの諮問事項につきましてご審議いただきます。

答申に基づき中間見直しとりまとめ（案）を策定いたしますので、審議会でご意見をいただき、完成版を決定し公表していくことになります。

2 開催スケジュール等でございます。平成28年度は、一般廃棄物処理基本計画の中間見直しがあることから、7回の開催を予定しております。7月から翌年1月まで、記載の内容についてご審議をいただく予定です。なお、現時点の予定でございますので、審議状況により内容あるいは開催回数に変更になる場合がございます。

以上で説明を終わります。

■一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて及びごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の改定について

質疑・応答

- 松原会長：ただいまの説明につきまして、ご質問ありますでしょうか。高橋若菜委員。
- 高橋若菜委員：二点、質問がございます。一点目は、これから計画の中間見直しに向けた作業を行うと思います。**資料8** 1、(2)、②基本理念に向けた数値目標でリサイクル率が示されています。平成22年度実績の27.0%から、中間目標となる平成28年度では29.8%と2.8ポイント上げることになっています。2.8%ポイント上げことは難しく、目標達成は容易でないと思われれます。現状分析を行い目標を達成していない施策の点検を行うなど、達成するための具体的な施策はあるでしょうか。

二点目は、処理施設への直接搬入ごみについては、家庭系で10キログラムごとに60円の処理手数料となっていますが、施設に搬入する際は、基本的に指定袋に入れたうえで持ち込むということでしょうか。指定袋の代金を支払い、さらに直接搬入の手数料を支払うという理解でよろしいでしょうか。

- 松原会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：リサイクル率は平成26年度で27.9%であり、委員ご指摘のとおり中間目標の29.8%は達成できない状況です。ただし、政令指定都市の中では、千葉市に次いで第2位となっています。先ほど、巻分別モデル収集事業の際に雑がみをできるだけ分別することを説明しています。現状の詳細分析は行っていませんが、引き続き、ごみと資源の分別など周知・啓発を図っていきます。

二点目のごみを処理施設へ自己搬入する場合は指定袋を利用しません。車で直接施設に持込んでもいただき、計量を行って重量に応じた手数料を支払っていただきます。

- 松原会長：他にありますか。八子委員。
- 八子委員：東日本大震災により甚大な被害が発生した後は、いろいろな意味でリサイクルしようという動きがありました。大手事業者を中心にレジ袋の有料化や、ノーレジ袋運動を実施していますが、最近のごみの減量やリサイクルの意識が薄れているような感覚があります。もう一度原点に戻ることが必要だと思います。東日本大震災の発生から5年が経過しましたが、遅々として状況は良くなりません。私は、学校支援の関係で、生徒の皆様に話をする機会があります。その際に、レジ袋を製造するためには資源・石油が必要であること、処理にも手数やエネルギーが必要なこと、多くの方がレジ袋を使わなければ資源の節約になることを説明します。計画の中間見直しという節目で、今一度の意識啓発ができないかと思います。

- 松原会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：ご意見ありがとうございます。レジ袋を利用しなかった場合のポイント付与、レジ袋の有料化など、事業者の取り組みは増えています。委員ご指摘のとおり、東日本大震災発生後と比較すると物が充足し、省エネや二酸化炭素の削減が少し忘れがちになっていると感じております。廃棄物だけではなく、環境面からの啓発を含め、引き続き地道に努力してまいります。

4. 連絡事項等

- 松原会長：連絡事項について、事務局より説明をお願いします。
- 佐藤廃棄物対策課長：ごみ指定袋について、お知らせいたします。市民アンケートなどで、燃やすごみ指定袋のうち20リットル、10リットル、5リットルの3種類について、袋が切れやすいとのご意見をいただいていた。二酸化炭素の発生量削減を考慮し、レジ袋と同等の品質を維持してきましたが、切れやすいとのご意見を受け、袋の見直しを行う判断をしました。切れやすいとされていた3種類の袋について、平成28年4月以降に発注する指定袋については、30リットル以上の袋と同じ厚さに切り替えることにしました。

昨年、燃やすごみの指定袋の中にレジ袋が多く入っている、いわゆる二重袋の状態であることが相当数あると考え、調査を実施しました。調査方法として、指定袋の全体の枚数を数え、その指定袋の中にレジ袋にごみを入れているものがどのくらいあるかを把握しました。約8割で、レジ袋などを利用し二重袋の状態となっていることが分かりました。実際には、いろいろな使用方法があり、生ごみだけをレジ袋に入れている、鉛筆削りかすやたばこの灰など細かいごみの拡散を防ぐために二重袋にしている場合、ごみ箱で使っていた袋をそのまま指定袋に入れる場合もあるかと思えます。二重袋という実態が多いことが分かりましたので、今後は市民の皆様へ啓発するとともに、指定袋を厚くし、切れにくくすることで二重袋を避け、ごみの減量化を図ります。

切り替えた指定袋が実際に店頭に並び始めるのは、在庫の対応もあるため、秋頃になる予定です。

- 塚本廃棄物政策課長：事務局からご連絡させていただきます。
これまでの審議会と同様に、資料の最後に照会票をつけさせていただきました。本日の審議会でご質問できなかったことや、後で気になったことがございましたら、照会票に必要事項をご記入いただきまして、3月31日までに事務局に送付いただければと思っております。
次回の審議会は、先ほどのスケジュールでご説明したとおり7月を予定しております。また後日日程調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。
- 松原会長：ただいまの説明について、ご質問ございますでしょうか。

<なし>

- 松原会長：これもちまして本日の審議を終了いたします。ありがとうございました。